

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

企業管理規程

岐阜県公営企業文書規程等の一部を改正する規程

(水道企業課)

ページ

## 企業管理規程

岐阜県公営企業文書規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県企業管理規程第一号

岐阜県公営企業文書規程等の一部を改正する規程

(岐阜県公営企業文書規程の一部改正)

第一条 岐阜県公営企業文書規程(昭和四十六年岐阜県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「総括管理監」を「管理調整監」に、「場合は課長」を「場合は、課長」に改める。

(岐阜県公営企業組織規程の一部改正)

第二条 岐阜県公営企業組織規程(昭和四十六年岐阜県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表企画工務課の項中「企画工務課」を「工務管理課」に、「企画調整係」を「事業管理係」に改め、同表水質管理課の項中「企画検査係」を「水質管理係」に改める。

第七条第一項の表二の項中「企画工務課」を「工務管理課」に改める。

第九条の表水道企業課の部総括管理監の項を削る。

(岐阜県公営企業事務決裁規程の一部改正)

第三条 岐阜県公営企業事務決裁規程(昭和四十六年岐阜県企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平 成 二 十 七 年 四 月 一 日

第二条第六号を削り、同条中第七号を第六号とする。  
第六条の表水道企業課長の項中「総括管理監」を「県営水道経営企画監」に改める。  
附 則  
この規程は、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発 行 者  
岐 阜 県

岐 阜 県 庁  
岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐 阜 文 芸 社